

ヒアリング項目案

【士業団体・地方3団体共通】

- (1) 26 年法改正において改正した仕組みの効果について
(不服申立ての手続を審査請求に一元化、審査請求期間を3か月に延長、審理員による審理手続・第三者機関の諮問手続の導入等)
 - (2) 標準審理期間の設定の意義や設定状況について
 - (3) 審理手続における口頭意見陳述の権利の充実の効果について
(全ての審理関係人の招集、処分庁への質問権の付与等)
 - (4) 参加人による意見書の提出等の権利の充実の効果について
 - (5) 審理手続における閲覧謄写の活用状況について
(閲覧謄写の範囲、書面化、職権交付の在り方等)
 - (6) 審理手続のオンライン化の促進について
 - (7) 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」の活用状況や改善方策について
 - (8) 審理員、審査会、審査庁、処分庁における職員の量・質の確保のために必要と考えられる支援について
- ※士業団体のみ
- (9) 行政不服審査制度の利用促進及び国民への周知、情報提供について
 - (10) 弁明書、審理員意見書、答申、裁決書の記載内容について

【国・地方公共団体】

- ※(対象) 下線なし：審査庁、下線あり：行政不服審査会等、二重下線：審査庁及び行政不服審査会等
- (1) 標準審理期間の設定の工夫事例・支障事例について
 - (2) 審理員の指名に時間がかかる理由は何か
 - (3) 審理員意見書を受けてから諮問に長期間要する理由は何か
 - (4) 答申を受けてから裁決に長期間要する理由は何か
 - (5) 義務付け裁決の活用(活用が望ましい事例・適さない事例)について
 - (6) 大量請求事案への対応について
 - (7) 行審法第 37 条の規定による意見聴取の審理手続の計画的遂行への寄与、活用していない場合はその理由、争点整理が困難であった事例、争点整理ができていなかった事例
 - (8) 適切でない弁明書の例について
 - (9) 適切でない審理員意見書の例について
 - (10) 裁決の公表に当たっての支障について
 - (11) 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」の活用状況や改善方策について
 - (12) 審査会・審理員事務の委託等の状況について
 - (13) 審査会による調査審議(行審法第 74 条、75 条、77 条に基づく調査及び審議)の運用実態について
 - (14) 答申書の記載内容・記載方法に係るルールを設けているかについて
 - (15) 不当性の観点から審理を行った事例について

※不当とは、法令に違反しているわけではないが、行政目的や制度趣旨に照らして、不適切な場合をいう。